

武蔵野市
ひとり親家庭サービスのしおり
令和7年度版



ひとり親家庭のための相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の育児、就業、生活などの様々な問題についてご相談をお受けします。また、離婚を考えている方などのご相談にも応じます。

❖ 子ども子育て支援課子ども家庭支援センター ひとり親支援担当

❖ 月～金曜日 午前9時～午後5時

（祝日・年末年始は休み）

❖ 武蔵野市役所 3階 子ども子育て支援課内

☎ 0422-60-1850

✉ sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

ひとり親家庭等とは

ひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- ❖ 配偶者が死亡した方
- ❖ 配偶者と離婚した方
- ❖ 配偶者の生死が明らかでない方
- ❖ 配偶者から遺棄されている方
- ❖ 配偶者からの暴力により、保護命令が発令されている方
- ❖ 配偶者が長期間海外にいるか、または拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ❖ 配偶者が精神または身体の障害により、長期間働くことができない方
- ❖ 結婚によらないで母、または父になった方

このしおりに掲載したそれぞれの制度、サービスは、ひとり親の定義、対象の範囲が異なります。

なお、次のいずれかに該当する方をひとり親家庭と同じ取扱いとする一部のサービスもあります。

- ★離婚の協議又は離婚の訴えの提起をし、かつ、現に配偶者と別居している方
- ★配偶者からの暴力を受けた方であって、現に配偶者と別居している方

詳細はそれぞれの担当にお問い合わせをお願いします。



ひとり親家庭や子育てのための制度

年齢	0歳	～6歳	～10歳	10～12歳	～15歳	～18歳	18～19歳
学校等	就学前		小学1～3年	小学4～6年	中学校	高校	大学等
手当	児童手当 (P.3)						
	児童扶養手当 (P.3)						
	児童育成手当 (P.3)						
医療費助成	子どもの医療費助成 (P.3)						
	ひとり親家庭等医療費助成 (P.3)						
住宅費助成	ひとり親家庭等住宅費助成 (P.3)						
預け先	保育園・幼稚園等 (P.5)		学童クラブ (P.5)				
	ひとり親ホームヘルプサービス (P.6)						
	子育てショートステイ (P.4)						
	ファミリー・サポート・センター (P.4)						
学習支援	ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業 (P.7)						
	学習支援事業(集合型) (P.7)						
その他の助成	幼稚園補助金 (P.5)						
	保育助成金 (P.5)						
	就学援助費 (P.7)						
						高等学校等入学準備金・修学給付金 (P.7)	

※主なものを記載しています。

手当と助成制度のこと



子ども子育て支援課手当医療係 ☎0422-60-1852

児童手当	高校生年代(18歳年度末)までの児童の保護者を対象に支給する手当です。 ※離婚協議中もしくは離婚後、子どもを育てているのに、(元)配偶者が受給している場合はご相談ください。
子どもの医療費助成制度 (マル乳医療証・マル子医療証・マル青医療証)	18歳の年度末までの子どもが病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度です。 ※離婚協議中もしくは離婚後、子どもを育てているのに、(元)配偶者が受給している場合はご相談ください。



子ども子育て支援課手当医療係 以下の4つの制度の詳細は→
☎0422-60-1963 市公式HPをご覧ください



児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者に支給する手当です。(所得制限あり)
児童育成手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者に支給する手当です。(所得制限あり)
ひとり親家庭等医療費助成制度 (マル親医療証)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(一定の障害を有する場合は20歳未満)児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者と児童に対し、病院等で支払う保険診療の自己負担分(住民税課税世帯は一部)を助成する制度です。(所得制限あり)
ひとり親家庭等住宅費助成制度	市内に6カ月以上居住し、20歳未満の児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者が、民間の共同住宅等を借りて家賃を支払っている場合に、家賃の一部を助成する制度です。月額上限10,000円。(所得制限あり)
特別児童扶養手当	20歳未満で一定の障害を有する児童の保護者を対象に支給する手当です。(所得制限あり)



子ども家庭支援センターひとり親支援担当 ☎0422-60-1850

養育費確保支援	養育費の取決めを行うひとり親等の方へ、養育費に係る公正証書の作成等に必要な経費の一部を補助します。
---------	---

子どものこと



子ども家庭支援センター子ども家庭相談担当 ☎0422-60-1850

子どもに関する相談	18歳未満のお子さんの子育ての悩みなどのご相談やお子さん自身からのご相談に応じています。電話・来所だけでなく訪問によるご相談も可能です。
【相談専用電話】 月～土曜日 午前8時30分～午後10時 ☎0422-55-9002 ☎0120-839-002(フリーダイヤル) 【来所・訪問相談】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※ともに祝日・年末年始は休み	

子育てショートステイ事業	保護者が病気、出産、出張等で一時的にお子さんを養育できない時に、宿泊型の一時保育として短期間お預かりします(2歳から小学生まで・有料)。
--------------	--



子ども家庭支援センター地域子育て支援担当 ☎0422-60-1239



子育てひろばをはじめとする様々な子育て支援を行っています。
 詳しくは「0～5歳児の子育て支援情報誌すくすく」
 をご覧ください。

0123吉祥寺 0123はらっぱ	0歳から3歳児までの乳幼児とその家族を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊ぶことのできる施設です。子育てをする中で、困ったこと、聞きたいことなどありましたら、気軽に何でもご相談ください。 0123吉祥寺☎20-3210 0123はらっぱ☎56-3210
すくすく泉	主に未就学のお子さんとその保護者が、楽しく遊んだりのんびり過ごしたりできる施設です。おもちゃや絵本がたくさんあります。用事を済ませたい時やリフレッシュしたい時等に利用できる一時預かりサービス(生後6カ月～小学6年生まで・登録制)も実施しています。 すくすく泉☎77-0213
コミセン親子ひろば	市内全てのコミセンで実施している未就学のお子さんと保護者のための地域の居場所です。スタッフによる手遊びや、読み聞かせも楽しめます。桜堤児童館、0123施設のスタッフが出張するひろばと、子育て支援団体やボランティアなど地域の方主催の「collabono(こらぼの)コミセン親子ひろば」があります。 子ども家庭支援センター☎60-1239
ファミリー・サポート・センター	「少しの時間子どもを預かってほしい」という方(ファミリー会員)とその援助をしてくださる方(サポート会員)の、地域の支え合いの制度です(生後6ヶ月から小学6年生まで・有料)。 ファミリー・サポート・センター☎30-8077



保育所・幼稚園等 入所、入園相談	保育士資格等を有した『保育コンシェルジュ』が専門性を活かし、各家庭のニーズに合わせて、保育所や幼稚園等の様々な保育サービスの相談、情報提供をしています。
私立幼稚園等 園児の保護者に対 する補助金	市内外の私立幼稚園や認定こども園(幼稚園枠)、幼稚園類似施設等に通園している園児の保護者に対し、入園料の補助や月々の保育料等の補助金を交付しています。施設の形態や世帯の所得に応じて補助金額が異なります。
認可外保育施設入 所児童保育助成金	市内外の認可外保育施設(東京都認証保育所、企業主導型保育事業)にお子さんを入所させている市内在住の保護者に対し、一定の要件を満たす場合に助成金を交付しています。認可保育所に入所した場合の保育料と施設に支払っている保育料との差額を助成します。お子さんの年齢や世帯の所得などに応じて上限額があります。



学童クラブ	小学校の授業終了後、帰宅しても保護者が就労・就学・疾病・介護等により家庭で看護をする方がいない児童を対象とした、放課後の生活の居場所です。小学校ごとに12カ所の市立学童クラブと5カ所の民間学童クラブがあります。
あそべえ	小学生の放課後のあそび場として、学校施設等を利用し、「教室開放」「校庭開放」「図書室開放」を実施しています。登録制で、自由来所・降所が特徴です。
桜堤児童館	0歳からの乳幼児とその保護者、小・中学生を対象とした施設です。遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図り、情操を豊かにすることを目的としています。親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊ぶことができます。
プレーパーク	子どもの“やりたい！”気持ちを尊重し、思い思いに自由に過ごすことができるあそび場です。子どものあそびを見守り、応援するスタッフがいます。
みらいる	家でも学校でもないもう一つの「居場所」として、人とのつながりや「次のステップ」に踏み出す足がかりを求めている若者に、相談の場と安心して参加できる活動の場を提供しています。


健康課(保健センター)
☎0422-51-0700
☎0422-51-0703(マタニティ安心コール)

健康相談	健康なんでも相談、妊婦相談、育児相談など、保健師・管理栄養士・歯科衛生士などの専門職が妊娠中や乳幼児の子育てに関する相談に応じます。
産後ケア (宿泊型・日帰り型・訪問型) 事業	出産後のお母さんが、医療機関やご自宅で助産師等のケアや授乳のアドバイスなどを受けられ、休息をとることができます(世帯の所得状況に応じて利用料減免あり)。利用には、妊娠7か月頃に健康課から送付される「ゆりかごむさしの調査・産後ケア事前申請」のはがきから、事前に登録申請が必要です。実施施設や対象期間などの詳細はホームページをご覧ください。


障害者福祉課 **☎0422-60-1847**

みどりのこども館 相談部 ハビット ☎0422-55-8510	お子さんの発達に関する相談を受け付けています。専門スタッフが子どもの発達や地域生活をサポートします。
---------------------------------------	--


教育支援課 **☎0422-60-1908**

就学相談	お子さんの小中学校入学にあたり、心身の発達に不安や悩みがあり、「特別な支援が必要なのは」と心配な場合にご相談ください。
------	---


教育支援センター
☎0422-60-1899
☎0422-60-1922(相談専用電話)

教育相談	子育てに関すること、こころや身体の発達のこと、性格行動に関すること、学校生活に関すること等、幼児から思春期の子どものさまざまな相談に応じます。
------	---


帰国・外国人教育相談室 **☎0422-54-8626**

帰国・外国人 教育相談	帰国・外国籍・国際結婚家庭の子どもたちが、安心して学校生活を送れるように、さまざまな面からの支援を行っています。
----------------	--


子どもの権利擁護センター(子ども子育て支援課)
☎0422-60-1951(大人用)
☎0120-634-331(子ども専用)

子どもの権利に関する相談	武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うことなどを目的とした機関です。個別の相談対応を通じて、子どもの権利の視点から制度の改善点等を見つけ、附属機関として市に意見していく役割をもっています。「友達と喧嘩して悩んでいる」といったものから「子どもの権利が侵害されている」という内容まで、幅広い相談に応じます。
--------------	---


ひまわり(東京都) **☎03-5272-0303**

医療機関案内サービス	都内の医療機関所在地、診療科目や診療日・診療時間、対応できる治療内容等の情報を提供しています。
------------	---


東京都杉並児童相談所 **☎03-5370-6001**

子どもの総合相談	18歳未満の子どもに関する養育相談、保健相談、障害相談、非行相談など、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでものご相談に応じます。
----------	--

子どもの就学等支援


子ども家庭支援センターひとり親支援担当 **☎0422-60-1850**

ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業	小学4年生から中学2年生までのお子さんの自宅に学習支援員が訪問して学習支援を行い、保護者の方の相談にも応じます(無料)。年間34回(月4回程度)、1回あたり2時間以内で実施(所得制限あり)。 ※募集期間:毎年3～4月頃
--------------------	--


生活福祉課 **☎0422-60-1254**

学習支援事業	経済的に困窮する家庭のうち、学習支援が必要な小学校3～6年生・中学生を対象に、国語・算数(数学)・英語の3教科について、少人数制の補習教室を市内3カ所で無料で実施しています(児童扶養手当受給世帯又は生活困窮世帯(収入・資産要件あり))。
--------	--

**教育支援課****☎0422-60-1900**

就学援助費制度	経済的理由により就学が困難と認められ、市立・国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方に、学用品費、給食費などの一部を援助します（所得制限あり）。
特別支援教育就学奨励費制度	市立小中学校の特別支援学級に通う児童生徒の保護者の方に、通学費、学用品費等、教育費の一部を補助します（通学費・通級費を除き、所得制限あり）。
高等学校等入学準備金	高等学校等に進学が決定した中学3年生の保護者に、高等学校等入学準備金を支給します。支給額は、60,000円です（所得制限あり）。
高等学校等修学給付金	高等学校等に在籍している子のうち、都の奨学給付金制度の対象外の方で、一定所得以下の世帯を対象に修学給付金を支給します。支給額は、年1回50,000円です（所得制限あり）。

**武蔵野市民社会福祉協議会****☎0422-23-0701**

ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親医療証）の対象世帯を対象に、下記の事業を行っています。

高校生教材代の助成	高等学校等の教材代として生徒1人につき年間30,000円を助成します。※一定数以上の申請があった際は、支給額を調整します。
むさしのジャンボリー参加費の助成	むさしのジャンボリーに参加する児童1人につき参加費実費相当分を助成します。
小学校入学祝金の贈呈	次年度に小学校に入学する児童1人につき20,000円を贈呈します。

**東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課****☎03-5320-7862**

国公立高校向けの就学支援金、奨学給付金

**東京都私学就学支援金センター****☎03-5206-7925**

私立高校向け就学支援金、授業料軽減助成金、奨学給付金

くらしのこと



生活福祉課

☎0422-60-1254

福祉総合相談窓口

福祉に関することで、どこに相談すればよいのかわからない、生活の不安や困りごとをお聞きし、関係機関と連携しながら、課題の解決に向けて支援します。ひきこもりに関するご相談もお受けします。

生活困窮者に対する相談窓口

経済的に困窮し、様々な課題を抱える失業者など、独力では課題解決が困難な方等を対象に、生活費や仕事のことなど、抱えている問題を相談支援員の助言を受けながら解決していきます。なお、生活保護が必要な方に対しては、生活保護の支援、生活保護は必要ないが生活に困窮されている方に対しては(公財)福祉公社による相談支援を行います。



子ども家庭支援センターひとり親支援担当 ☎0422-60-1850

ひとり親家庭
ホームヘルプ
サービス事業

小学3年生以下のお子さんのいるひとり親家庭で、日常生活に支障がある場合、一定期間ホームヘルパーを派遣します。
※詳しくは次のページをご覧ください。



ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業について

【利用対象者】

お子さん(小学校3年生以下)を持つひとり親家庭の保護者で、①～⑤のうちいずれかに該当する方(④は小学生以下)。

- ①ひとり親家庭となって2年以内であるとき
- ②技能習得のために職業能力開発施設等に通学しているとき
- ③就職活動等、自立促進のための活動を行っているとき
- ④疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校行事等、やむを得ないと市長が認める事由があるとき(※入院時は利用できません)
- ⑤就業の事情により日常生活に支障があるとき

【サービス内容】

保育園送迎、対象のお子さんの遊び相手(居宅内)、簡単なお子さんの食事の支度(調理は不可)、居室の掃除・整理整頓、家族の衣類等の洗濯
※送迎は保育園のみです。幼稚園、学童等の送迎はできません。

【利用について】

❖利用限度

1日につき1回、原則として1カ月に12回以内。

❖利用時間帯

<平日・土曜日>①午前7～9時②午後6～10時

<日・祝日>午前7～午後10時

※1時間単位で、1時間以上8時間以内。

※保育園・学童クラブ他、公的な預かりサービスが優先。

❖利用料金

1時間につき0円～1,590円(所得により異なります)

※送迎等で交通費がかかる場合は、実費負担となります。

【注意事項】

❖ サービスは、事前登録制です。利用の可否、利用内容を決定させていただくため、登録前に母子・父子自立支援員との面談が必要です。

❖ サービスの利用は、ご利用月の前月末までに、市へ申請が必要です。利用当月の申請は対応できないことがあります。また、直前のキャンセルにはキャンセル料が発生することがあります。

すまいのこと



住宅対策課

☎0422-60-1905

福祉型住宅 (ひとり親世帯用) (子育て世帯用)	住宅に困窮する世帯を対象とした市が管理する住宅です。ひとり親世帯用は9戸、10年定期子育て世帯用は10戸あります。市内に引き続き3年以上在住、所得が基準内など申込み要件があります。抽選(10年定期子育て)と住宅困窮度順による選考(ひとり親)があります。募集については市報等でお知らせします。
市営住宅	住宅に困窮する世帯を対象とした市が設置・管理する家族向けの住宅です。市内4住宅110戸あります。市内に引き続き1年以上在住、所得が基準内など申込み要件があります。抽選で入居を決定します(ひとり親世帯の優遇倍率あり)。募集については市報等でお知らせします。
都営住宅	住宅に困窮する世帯を対象とした東京都が設置・管理する住宅です。抽選(5・11月)と住宅困窮度順による選考(8・2月)があります。募集については市報等でお知らせします。
民間賃貸住宅 入居支援 (あんしん住まい 推進事業)	住宅確保要配慮者の方が住みなれた地域で暮らすために民間賃貸住宅への入居支援を行います。



生活福祉課

☎0422-60-1254

住居確保給付金	離職や事業の廃止等から2年以内又は給与等が個人の責任や都合によらずに減少し、離職同様の状況になり、経済的に困窮し、住宅喪失またはその恐れがある方(生活保護受給者は除く)を対象に、3カ月を原則として、家賃相当額(上限額あり)を支給します(世帯の収入・資産要件及び求職活動等の要件あり)。
---------	--

しごとのこと

 子ども家庭支援センターひとり親支援担当 ☎0422-60-1850

自立支援教育訓練 給付金	20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親の方が就業につながる技能や資格を取得するために教育訓練講座を受講した場合、受講料を助成します。
高等職業訓練 促進給付金	20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親の方が就職に有利な資格を取得するため養成機関において修業している場合、生活費として一定の経済的支援を行います。
高卒認定試験 合格支援給付金	20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親の方、またはそのお子さんの高卒認定試験合格を目指す講座の受講料を助成します。
母子・父子自立 支援プログラム 策定等事業	ひとり親の方を対象に、個々の状況に応じた就労支援を母子・父子自立支援員が行います。

 ハローワーク三鷹 ☎0422-47-8609

 マザーズハローワーク 東京 ☎03-5728-8609
立川 ☎042-529-7465

各種貸付

 子ども家庭支援センターひとり親支援担当 ☎0422-60-1850

母子及び父子 福祉資金	20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親の方への貸付金です。修学、就学支度、転宅等、目的により12種類の資金に分かれており、貸付が自立につながると判断され、償還の計画を立てることができる方が対象となります。
女性福祉資金	配偶者のいない女性で、親、子、兄弟姉妹などを扶養している方やかつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方等への貸付です。（一部所得要件あり）修学、就学支度、転宅等、目的により11種類の資金に分かれており、貸付が自立につながると判断され、償還の計画を立てることができる方が対象となります。



受験生チャレンジ 支援貸付事業	中学3年生、高校3年生(浪人生含む)で、年度内の受験に向けた学習塾などにかかる費用及び高校・大学などの受験にかかる費用を無利子で融資します(収入基準あり。連帯保証人が必要※応相談)。高校・大学などに進学すると返済が免除になります。
生活福祉資金 貸付事業	子どもの学費、病気や失業で一時的に生活費が不足するなど、一定の理由で経済的な支援を必要とする世帯に対し、低利子または無利子で資金を融資します。教育支援資金、総合支援資金などがあります。資金の使用目的、世帯の収入や生活状況などによって要件が異なります。国と東京都の資金をもとにした貸付です。
緊急小口資金	所得が少なく、緊急かつ一時的に困窮している世帯に、資金の貸付(医療費、初回給与支給までの生活費など)と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的な自立を図ることを目的とする社会福祉の貸付制度です。



東京都育英資金 貸付事業	高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程・専門課程)に在学する方のうち、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学金を貸付する制度です。申込者は生徒・学生本人です。
-----------------	---



日本学生支援機構 奨学金(貸与型)	大学等で学ぶ方を対象とした、国が実施する貸与型の奨学金です。無利子の第一種奨学金、有利子の第二種奨学金があります。また、入学時の負担を補う入学時特別増額貸与奨学金(有利子)があります。
日本学生支援機構 奨学金(給付型)	大学等で学ぶ方を対象とした、国が実施する給付型の奨学金です。優れた生徒・学生であって、経済的理由により進学が困難な方が対象です。

各種優遇制度



子ども子育て支援課手当医療係 ☎0422-60-1963

市指定家庭ごみ 処理袋無料引換券	児童扶養手当を受給している世帯に一定枚数の家庭ごみ処理袋を無料で交付します。対象となるごみ袋は「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」用です。
JR通勤定期乗車券 の割引	児童扶養手当受給者または児童扶養手当受給者と住民票上の同一世帯員は、普通定期券の3割引で『特定者用の通勤定期券』が購入できます。 割引購入のための各証明書申請フォーム⇒ 



障害者福祉課 ☎0422-60-1904

都営交通無料 乗車券	児童扶養手当受給者または児童扶養手当受給者と住民票上の同一世帯員で、都営交通を利用する方のうち一人、都電・都営バス・都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの『無料乗車券』の発行が受けられます。
---------------	---



水道お客様センター ☎0422-52-0733

水道料金等の 一部免除	児童扶養手当または特別児童扶養手当の受給者で、本人名義で水道料金の契約をしている方は申請により、水道料金の基本料金と1ヵ月につき10立方メートルまでに相当する従量料金、下水道使用料は1ヵ月につき汚水排出量10立方メートルまでに相当する使用料が免除されます。
----------------	--

その他の相談窓口

 市民活動推進課 ☎0422-60-1921(予約専用電話番号)

法律相談	借地・借家、不動産、相続、離婚、金銭のトラブルなどの法律問題全般について、弁護士が相談をお受けします。
------	---

 武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい ☎0422-37-3410

男女平等社会の実現をめざす拠点施設として講演会などの開催や図書の貸し出し、相談や団体支援などを行っています。

女性総合相談	女性がくらしの中で抱える様々な悩みや相談を、専門の女性相談員が伺い解決に向けて一緒に考えます。(相談無料・予約制)
--------	---

女性法律相談	離婚・扶養(養育)相続などの法律的な対応について、女性弁護士が相談に応じます。(相談無料・予約制)
--------	---

むさしの にじろ相談	性自認・性的指向に関する相談。ご家族や支援者の方からの相談も受け付けます。(相談無料) 電話相談 ☎0422-38-5187※予約不要 来所面談 ☎0422-37-3410(予約番号)※予約制
---------------	--

 法テラス(日本司法支援センター)
☎0570-078374(法テラス・サポートダイヤル)
☎0120-079714(犯罪被害者支援ダイヤル)

さまざまな法的トラブルを抱えてしまったとき、その内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所に、無料でご案内しています。また、経済的に余裕のない方には、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。

 武蔵野市国際交流協会(MIA) ☎0422-36-4511

外国人のための 法律と心理の 相談	結婚、離婚、在留資格に関する相談、仕事上のトラブル、心の悩みなどを弁護士、精神科医などの専門家と18言語の通訳付きで、在住外国人の相談に対応しています。
-------------------------	--

▶ はあと(東京都ひとり親家庭支援センター)
☎03-6272-8720

ひとり親になる時・なった時に、安心して暮らすために、日常生活に関すること、養育費についての相談や親子交流(面会交流)支援を行っています。

▶ はあと飯田橋(東京都ひとり親家庭支援センター)
☎03-3263-3451

ひとり親家庭それぞれに合わせた就業相談、就業支援、職業紹介を行っています。

▶ はあと多摩(東京都ひとり親家庭支援センター)
☎042-506-1182

ひとり親家庭の生活に関する相談、仕事に関する相談を行っています。
養育費についての相談や離婚前後の法律相談、親子交流(面会交流)支援、グループ相談会なども行っています。

▶ 養育費等相談支援センター
(公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC))
☎03-3980-4108/☎0120-965-419

夫婦、親子問題や離婚後の子をめぐる問題などの相談、養育費に関する相談、親子交流(面会交流)等について電話相談や面接による相談を行っています。

▶▶ 配偶者等からの暴力被害についての相談

▶ 東京ウィメンズプラザ
☎03-5467-1721(年末年始を除く毎日 午前9時～午後9時)

▶ 東京ウィメンズプラザ(男性のための悩み相談)
☎03-3400-5313(祝日・年末年始を除く月・水・木曜日 午後5時～8時
祝日・年末年始を除く土曜日 午後2時～午後5時)





東京都女性相談支援センター多摩支所

☎042-522-4232

(祝日・年末年始を除く月～金曜日 午前9時～午後4時)



東京都女性相談支援センター

☎03-5261-3110

(月～金曜日 午前9時～午後9時

土日祝日・年末年始 午前9時～午後5時)



東京三弁護士会多摩支部 ☎042-548-1190(DV専門法律相談)

配偶者等からの暴力(DV)の問題に関する専門の法律相談です。電話にて予約後、決定した担当弁護士と日程を調整したうえで面接相談をお受けいただけます(初回無料)。

東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターは、配偶者暴力支援センターです。また、離婚、暴力被害などで法的知識が必要な方のための法律相談、精神的に不安を抱えている方や、DVのある家庭で育った子どもに関する相談も行っています。



警視庁総合相談センター

#9110 または ☎03-3501-0110

◆緊急の場合は110番をしてください。

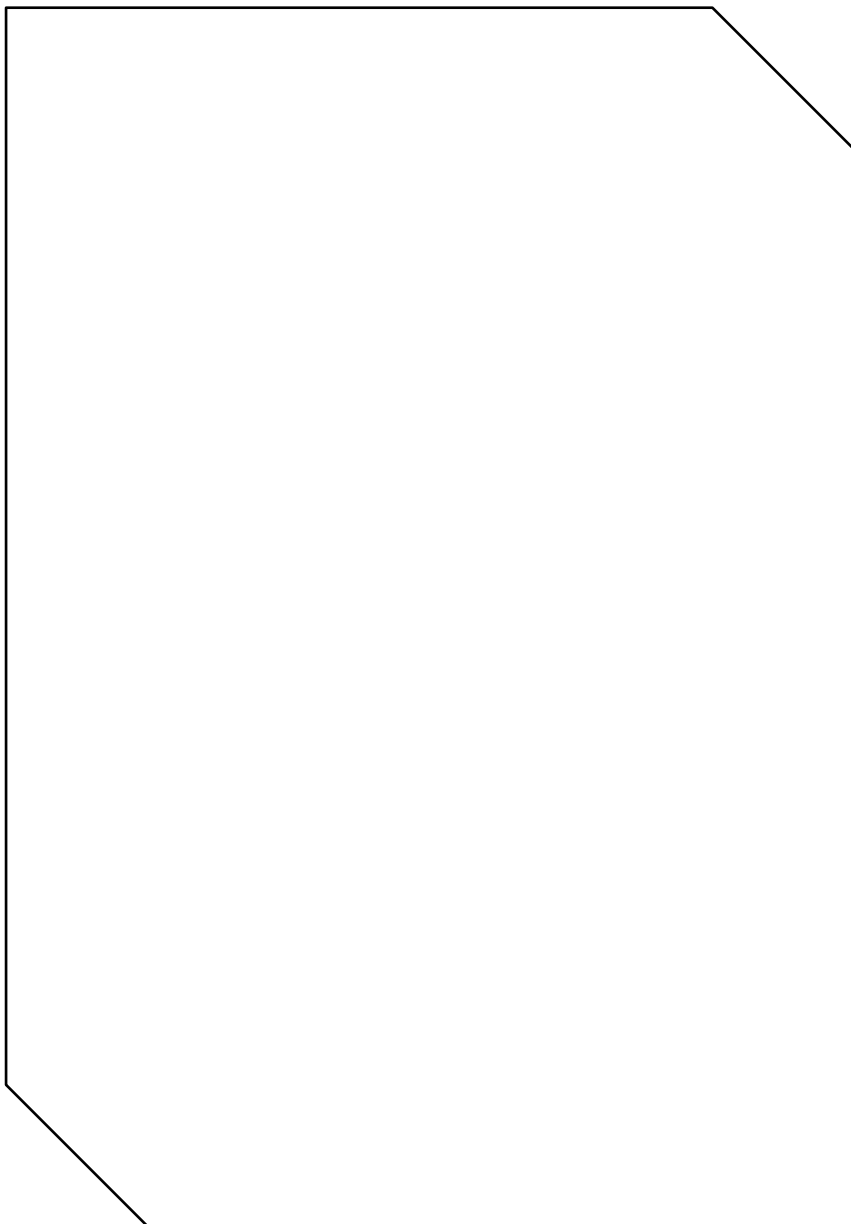
情報サイト

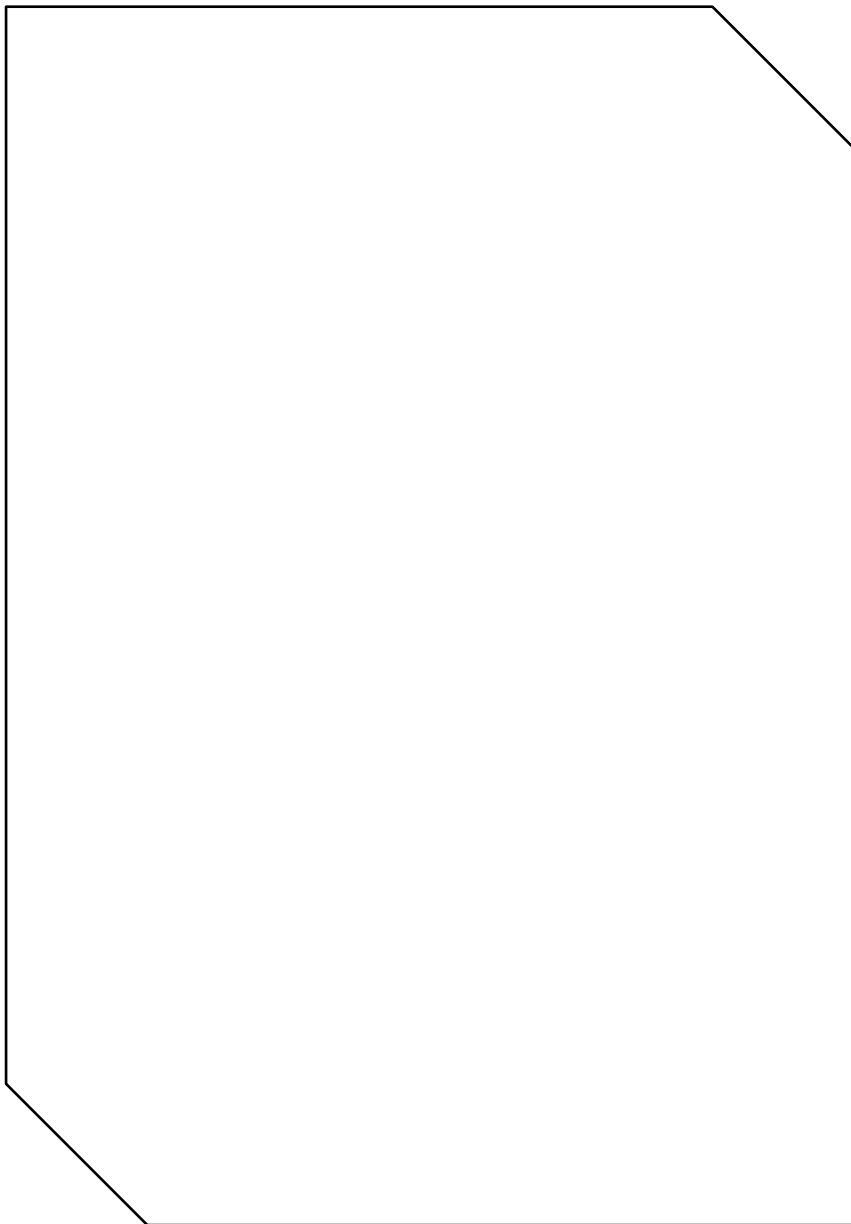


シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビTokyo



都内に住むひとり親や、これからひとり親になる方・なるかもしれない方に向けて東京都が開設している情報サイトです。東京都や区市町村など、様々な実施主体が行うひとり親家庭への支援施策の情報を、まとめて見ることができます。







❖ 編集・発行 ❖

武蔵野市子ども子育て支援課
子ども家庭支援センター ひとり親支援担当
〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

☎ 0422-60-1850

✉ sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

令和7年度版